



埼玉県報

第 2 4 6 4 号
平成 2 5 年 2 月 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区\(区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [朝霞都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [三芳町富士塚土地区画整理組合の設立認可\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)

告 示

埼玉県告示第百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くまがやコアラ
- 三 代表者の氏名
新堀 秀夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上之二千四十九番地十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百三十七号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十五年 一月二十三日	国立大学法人東京 大学	濱田 純一	東京都文京区本郷七 三一
平成二十五年 一月二十三日	学校法人早稲田大 学	鎌田 薫	東京都新宿区戸塚町一 百四

告示

埼玉県告示第百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
名倉ビル

埼玉県川口市戸塚三丁目五番一号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社オリンピック 午前十時から午後十一時

（変更後）株式会社オリンピック 午前九時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前九時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年一月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年二月五日から平成二十五年六月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月五日から平成二十五年六月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三七一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三七一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 五四立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五四立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年一月二十四日

ニ 縦覧期間

平成二十五年二月五日から平成二十五年六月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月五日から平成二十五年六月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年二月六日から

平成二十五年三月七日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所

白岡市役所

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

測量計画機関の長である比企郡小川町長笠原喜平から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

比企郡小川町

二 作業種類

公共測量（復旧測量（基準点））

三 作業地域

比企郡小川町（全域）

四 作業期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

平成二十四年埼玉県告示第千三百九十号で公示した公共測量（ほ場整備事業 荒地地区 地区界測量）は、平成二十五年一月十七日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県加須農林振興センター所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

平成二十五年一月十五日付け埼玉県告示第五十五号で告示した川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び字東の各一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保千百番地一

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び三芳町役場の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十八日

指令川建セ第二二〇〇九七一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月三十日

川建セ第二四〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字南五九四番六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越四一四番地二

加藤 信也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年四月二十三日

指令川建セ第二三〇一二五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年一月三十日

川建セ第二四〇一〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪日向一一四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字中爪一一一番地三

大塚 栄次

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十五年度及び平成二十六年年度において埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十五年二月五日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

競争入札に参加することができる者は、平成二十四年埼玉県告示第千八十六号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県選管告示第三号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月28日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（東第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,700,000 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	柿沼 トミ子	所属党派	無所属	期間	9月16日から 第1回分 11月7日まで
出納責任者氏名	梅山 要市				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
中島 安夫	会社員役員	30,000 円
青木 利雄	農業	20,000 円
上岡 正男	農業	30,000 円
岡田 マサ枝	主婦	30,000 円
木村 治男	農業	30,000 円
柿沼 金治	農業	30,000 円
桑原 一男	会社員	30,000 円

支出

人件費	70,000 円
家屋費	13,800 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	13,800 円
通信費	8,000 円
交通費	0 円
印刷費	289,755 円
広告費	45,100 円
文具費	85,533 円
食糧費	39,132 円
休泊費	0 円
雑費	57,630 円

その他の寄附	30件	290,000 円
その他の収入		13,950 円
今回計		503,950 円
総計		503,950 円

今回計	608,950 円
総計	608,950 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	105,000 円
	計	105,000 円

報告書受理年月日	平成24年11月12日	第1回報告分
----------	-------------	--------

告 示

埼玉県収用委員会告示第三号

平成二十五年一月三十日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり
収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県収用委員会

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十四年度第六号

二 起業者の名称及び住所

国土交通大臣 太田昭宏

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 廣瀬博

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

一般国道四六八号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・
埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山内から同市大字五丁台字上地内まで）並び
にこれに伴う県道及び市道付替工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県桶川市大字五丁台字上

地 番 一一三番一

地 目 登記簿 宅地

現 況 宅地

面 積 登記簿 七百七十九・二九平方メートル

実 測 八百三十四・三二平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四百二十三・〇〇平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 高山岑子

住 所 埼玉県桶川市大字五町基丁台百十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏 名 高山忠昭

住 所 埼玉県桶川市大字五町基百十三番地

権利の種類 使用借権

告示

埼玉県収用委員会告示第四号

平成二十五年一月三十日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県収用委員会

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十四年度第六号

二 起業者の名称及び住所

国土交通大臣 太田昭宏

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 廣瀬博

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

一般国道四六八号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県桶川市大字五丁台字上

地番 一二四番

地目 登記簿 畑

現況 宅地

面積 登記簿 八百平方メートル

実測 八百四十六・〇八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二百五十七・四三平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 高山忠昭

住所 埼玉県桶川市大字五町基百十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 東京電力株式会社

埼玉支店 さいたま支社長 遠藤剛

住所 埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目十七番十号

権利の種類

賃借権

告 示

埼玉県収用委員会告示第五号

平成二十五年一月三十日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり
収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十五年二月五日

埼玉県収用委員会

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十四年度第八号

二 起業者の名称及び住所

国土交通大臣 太田昭宏

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 廣瀬博

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

一般国道四六八号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・
埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並び
にこれに伴う県道及び市道付替工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県桶川市大字五丁台字上

地 番 一一三番一三

地 目 登記簿 水路敷

現 況 水路敷

面 積 登記簿 百三十五平方メートル

実 測 百三十五・三三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 七十七・〇〇平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 桶川市

桶川市長 岩崎正男

住 所 埼玉県桶川市泉一丁目三番二十八号

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類
なし